

県内指定廃棄物の埋立処分事業における  
安全・安心な作業の実施を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内で発生した放射性物質に汚染された廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の事業として、富岡町の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）を活用し、埋立処分を行うこととされている。

当県並びに富岡町及び楡葉町は、平成27年に指定廃棄物を管理型処分場で処理する国の計画を了承し、その後、平成28年4月に管理型処分場が国有化された。国は、年度内に指定廃棄物の搬入開始を目指して、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定書を当県並びに富岡町及び楡葉町と締結し、両町の地元行政区とも協定を結び指定廃棄物の搬入を始めるとしてきたところである。しかし、管理型処分場への搬入路を抱える楡葉町の地元行政区との調整が難航し、安全協定は一部未締結のままであったが、国は、地元行政区との安全協定にはこだわらず、本年秋頃に指定廃棄物の搬入を始めるため、周辺道路の整備等を進める方針を示したところである。

指定廃棄物の処分は、完了までに約10年を要する見込みで、中間貯蔵施設の確実な運用と並び、当県の環境回復のためには欠くことのできない重要な事業であり復興の進捗を大きく左右する。また、搬入の時期は国の判断によるが、その安全性については、一部地元住民から不安の声が上がっていることから、引き続き、地元に対する丁寧な説明が必要である。

よって、国においては、楡葉町の地元行政区との安全協定締結を始め、県内指定廃棄物の埋立処分事業における県民の理解を確実に得て安全・安心な作業を実施するとともに、指定廃棄物の搬入に当たっては、安全対策に万全を尽くし、県民に対して徹底した情報公開がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
環 境 大 臣  
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一